

保育実習巡回指導の一考察 — 児童自立支援施設の巡回を通して —

五十嵐 淳子

A Study on the Childcare training patrol guidance — Through the patrol guidance of the child independence support facility — Junko IGARASHI

はじめに

保育士養成課程において、必修科目として位置づけられている「保育実習Ⅰ」には、保育所実習及び施設実習での実習が含まれている。保育士は児童福祉施設に配属される職種であることから、保育（施設）実習では児童福祉施設での保育士の役割を習得する必要がある。保育士の専門性の向上に向けて、保育士養成課程の改正が行われている。近年では、保育実習（施設）についても入所施設のみ可能であるとされていた内容が通所施設においても実習が可能となり、実習のあり方がより多様化されている。また、児童福祉法の改正に従い、児童福祉施設の名称や種類も変容している。このような現状を踏まえ、保育士養成課程において保育所以外の児童福祉施設で働く保育士養成も課題の一つにあげられている。

保育士養成校に入学してくる学生は、保育士とは保育所で子どもに携わる仕事という認識はあっても、福祉施設に携わる仕事というイメージを持っている学生はあまり見受けられない。実際に保育実習（施設）の事前指導で初めて児童福祉施設のことを初めて知る学生が多く、不安を抱えているため、初期適応をどのように身に付けるのが課題と言える。前任校で保育コースに所属する短期大学2年生が保育実習（施設）に参加し、児童福祉法に定められた児童福祉施設で約10日間の実習を経験したが、その中で児童自立支援施設での実習を行った学生がいた。

児童福祉法第44条では、児童自立支援施設は「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である」と掲げられてい

る¹。施設数は全国に約58箇所あるが、他の児童福祉施設と比較すると施設数が少ない児童福祉施設の一つと言える。そのため、児童自立支援施設で実習を行う機会は非常に少ないことが現状としてあげられる。そこで、今後の保育実習のあり方に繋げたいと思い、児童自立支援施設の実習巡回指導での考察を行うこととする。

1. 児童自立支援施設の訪問

今まで児童自立支援施設を実習先として選択する学生がいなかったため、児童自立支援施設を訪問するのは筆者自身も初めてのことであった。児童自立支援施設は小舎制が8割と聞いていたのだが、実習訪問先である児童自立支援施設は大舎制であり、施設の規模からしても中学校に非常に似ている印象を持った。

定員は男子35名、女子15名、合計50名であるが、2011年度の在籍数は、男子15名、女子4名、合計19名であった。中等部と高等部があり、寮生活を行いながら、午前中は授業を受け、午後は作業や部活動を行っている。授業の時は制服を着用し、作業の時は作業着を着用することになっている。部活動については、男子は野球部、女子はバトミントン部がある。入所期間は、入所者によって様々であるが、約1年ぐらいであるということを知った。施設を退所後の進路先については、在籍していた学校に戻る人もいれば、就職する人もいるということであった。

在籍している入所者の印象としては、どこにでもいそうな中高生である。こちらから挨拶をすると、真面目な態度で挨拶をしてくれた。教室も整理整頓されており、机や椅子も揃えられており、普通の中学や高校の教室よりきれいに清掃されていた。訪問時には、男子は野球部の活動の一環としてグラウンドの整備作業を行っていた。

訪問するとすぐに、実習生指導担当教員と面談を行った。実習生に関しては、「挨拶ができない、積極性がない、理解力がない、しっかりしていない、やる気がない」とのコメントをいただき、「もっとしっかりした学生を実習生としてよこしてほしい」との要望があった。具体的には「ラジオ体操ができない、声が小さく声掛けが出来ない、使用する駐車場を間違える」等があげられ、入所者からも「実習生ができないことを自分達にやらせるな」という苦情が出ているということであった。

今回訪問した児童自立支援施設は、非常にスパルタで厳しい指導を徹底しており、この厳しさと緊張感があるから、入所者が立ち直ることができる。そのため、実習生自身が、厳しい体育会系の部活等を通して鍛えられた経験がない学生は児童自立支援施設での実習は務まらないのではないかと感じた。

2. 児童自立支援施設での実習生の様子

実習巡回指導では最初に施設見学を行った後に実習生と面談を行った。実習生は、「今まで生きてきた中で一番辛い」等と弱音を吐いており、今にも泣きだしそうな表情でここでの体験を話始めた。実習生が話した具体的な感想は以下のとおりである。

実習巡回指導では、実習指導担当教員からの指導内

容を踏まえ、実習生へ指導や注意を促すことを考えていた。しかし、実習生の様子を見てみると、厳しく指導を行うことが学生を追いつめることに繋がり、結果として逆効果になるように感じた。そこで、実習生の話に応答し、受容する態度で話を聞くように心がけた。

また、施設職員からは、「入所している少年のほとんどは、自立をして社会に出ていく基盤がない。善悪の判断も教えてもらえず、虞犯の恐れがある。一生懸命に取り組むことや我慢すること等が見に付いておらず、失敗を犯してしまった少年である。そのため、入所者の扱いは最初の方とはとても大変だが、信頼関係が構築してくると、厳しくしても反抗したりせず、逆に自分を見てくれていると感じるようになり、更生していく」という説明があった。

そのため、実習生への指導においては、児童自立支援施設は虞犯少年が立ち直っていく場所であることを再度認識し、理解することが大切であることを伝えた。そして、「辛いこともあると思うが最後までやり遂げてほしい」と励ました。今回訪問した児童自立支援施設である福島学園は、他の児童養護施設とは明らかに違和感があり、教員の表情も非常に険しい表情で、緊張感と威圧感があった場所であった。

3. 実習巡回指導から見えてきた課題

実習先は学生の希望で決定するのだが、特に児童福

【表1 児童自立支援施設における実習の感想】

- ・児童自立支援施設については、授業の中で、どのような施設かは学習していたが、実習生が想像をはるかに超えていた。
- ・幼稚園や保育園の実習とは比較にならないほど大変である。
- ・初めて入所者に会った時は、「こいつ誰？なんでこいついの」と言われて戸惑ったが、今は徐々に慣れてきて打ち解けている。子どもとのかかわりは嫌ではない。
- ・子ども達は、その辺にいる不良少年よりよっぽど立派であり、不良な感じも全然しない。なぜここに来たのかがわからない
- ・発達障害や学習障害を抱えている子どもも多く、授業の進度は非常にゆっくりである。
- ・教師とのかかわり方に難しさを感じている。指導教員が怖すぎるので、緊張感で萎縮してしまい、声が出ないし、体もスムーズに動かない。その結果、また注意されるというような繰り返しで空回りである。
- ・寮での生活が精神的にきつい。具体的には、昼食は、毎回誰も話さず、団らんがない。まるでお葬式のようなものである。
- ・もし、実習生が2人でなく、1人だけであったなら実習をリタイヤしていた。
- ・実習生は2人いるため、男子と女子に分かれてそれぞれ担当しており、男子担当の実習生は野球部の活動も、入所者との距離を縮めるため一緒に活動している。ランニングも毎回15周行い、非常に苦しい状態である。しかし、そのおかげで、入所者が話しかけてくれるようになった。
- ・女子の1人が隔離されている状態である。日常生活から離れて、自分の行動を振り返るということで、部屋から出ることが出来ない生活を強いられている。見たことはないけどまるで、刑務所みたいである。

社施設に関しては、施設の種別で選択することが少なく、学生は自分の家から通勤できる範囲の場所にある施設を優先して選択している場合が多いことが明らかになった。実際、学生が児童自立支援施設を実習先に選択した理由も家から近いというものであった。

しかし、本来は施設の種別に応じた実態を把握し、学生自身が本当に学びたいと思う施設を希望しなければ実習の意義が半減してしまう。多様な特質を持って

いる保育実習（施設）は、学生にとって利用者（児）や施設の実状についての認識が低く、現状を把握されないまま実習に臨むため不安が募っていくと考えられる。実際に保育実習（施設）の対象となる児童福祉施設は以下のとおりである²。

各施設の特徴や存在の意義について知らせ、臆することなく利用者（児）にある程度関わっていくための基本的な知識を身につけて参加させることが大切であ

【表1 保育実習（施設）の対象となる児童福祉施設】

施設名称（児童福祉法）	施設の目的
助産施設（36条）	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入所助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを行うことを目的とする。
乳児院（37条）	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする。
母子生活支援施設（38条）	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて対処した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
保育所（39条）	日々保護者の委託を受けて、保育にかけるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。
児童厚生施設（40条）	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。
児童養護施設（41条）	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて対処した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。
障害児入所施設（42条）	次の各号に掲げる区部に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。 1. 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与 2. 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与
児童発達支援センター（43条）	次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。 1. 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 2. 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練
情緒障害児短期治療施設（43条の2）	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

児童自立支援施設（44条）	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
児童家庭支援センター（44条の2）	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連携調整その他厚生省の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

高玉和子編著『実践力がつく保育実習』103頁より抜粋³

る。特に、援助のあり方については、理論だけでなく実際の関わり方を学び、現場の環境に慣れることの必要性を感じた。

また、保育実習（施設）を行った学生の感想等から利用者（児）の方との関わり方や援助の仕方に戸惑いや困難さを持っていたことがわかった。保育実習（施設）は、教育実習や保育実習（保育所）に比べ学生にとって馴染みのない環境であるため、利用者（児）理解の事前学習が非常に重要である。しかし、最近の学生は主体的に物事を捉え行動することが苦手な傾向にある。効果的な場を与えても受身の状態で参加すると効果的なものとして残らない可能性があるため、学生が主体的に実習に取り組める工夫を援助していくことが大切である。

保育実習（施設）に漠然と参加するのではなく、一人ひとりが自己課題を持ち、「大変そうだから」と言った消極的な選択を積極的な選択に変化させる為にも各施設での職員の方々の利用者への関わり方の実際を学ぶことが大切である。猪狩は「実習の中で自分に欠けているものを発見し、後の学習でそれを補う努力をすること、それにより対象者の福祉に寄与する自分自身を作り上げていくことが大切である」と言及している⁴。養成校としては、参加の在り方、事前学習の内容等、施設の実情に合った指導を行うことが必要であると考えられる。

そのためには、実習指導を十分に検討し、各種児童福祉施設の利用児（者）との関わり方、障害の種類、特徴、支援のあり方などを授業で指導していかねばならない。具体的な教授法として、ロールプレイを行い、声かけの仕方や関わり方の実際を演じることを取り入れていきたいと考えている。さらに、事後指導については、グループで話し合いを行い、実習の中で

何が欠落していたのか、何を学んだかなどを明らかにし、発表し、個人の学びを全体の学びにつなげるような指導を展開していきたい。

おわりに

児童自立支援施設の施設巡回を通して、実習担当指導教員からの助言をまとめた結果、保育技術の基礎を養い高めていくことは確かに重要であるが、それ以上に人間性を高めることの重要性を再認識した。保育者に求められている資質について、秋田は「第1には子どもたちに真摯にかかわることができる人間性が求められている。いいかえれば、そうした保育者としての人間性があれば、保育に欠かせない知識や技術力は自ずと向上するのであり、反対に、保育者としてのよりよい人間性が見られない場合は、保育に関する知識や技術が豊富であっても子どもたちの心に何も響かず、知識や技術にもそれ以上の発展が見られないであろう。」と言及している⁵。

学生を観察していると、言われたことだけを行い、言われぬことはやらないという傾向が多々見られる。積極的かつ主体的に行動することが、どの現場でも求められている。このことは、保育士だけに限定するものではなく、社会全体に求められている社会人としての資質である。社会人としての資質を高めることは、実習指導につながっていくことを改めて認識した。

保育士同士が協働の姿勢を持ち保育現場に立てるように、人間の成長発達についての深い理解、保育士としての愛情深さや倫理感・品位、教科などに関する専門知識の習得、これらを基盤とした実践的指導能力の育成に励むことが、保育者養成校に課せられた使命であると考えられる。

今後は、筆者の担当科目である「保育実習指導」の

授業において、児童自立支援施設の実習巡回を通して得た考察内容をフィードバックしていけるように活かしていきたいと思う。

引用文献

¹高玉和子編著『実践力がつく保育実習』大学図書出版 2014年 103頁

²内山元夫・岡本幹彦・神戸賢次編集『福祉施設実習ハンドブック』(株)みらい 2007年 16頁

³前掲書 1103頁

⁴編著者 猪狩貞良、神田伸生、米山岳広『幼稚園・保育所・施設実習の手引き』株式会社 専門教育出版 1999年 47頁

⁵編集代表 秋田喜代美『新時代の保育双書 今に生きる保育者論』株式会社みらい 2007年 65頁